

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年7月2日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和元年度 静岡県沿岸・沖合漁業指導調査船「駿河丸」代船建造設計業務委託

(2) 業務内容

静岡県沿岸・沖合漁業指導調査船「駿河丸」の代船を建造するために必要な概略設計及び基本設計等を委託する

(3) 委託価格の限度額

9,900,000円（税込）

2 委託期間

契約締結日の次の日から令和2年2月21日まで

3 参加資格

次の条件を満たす法人とする。

- (1) 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間において、50トン以上の漁業調査船の設計実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 静岡県から事業等に関し入札参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない法人であること。
- (5) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に定義されるもの。）の利益となる活動を行っていない法人であること。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定により会社の整理の開始の申立てがなされておらず、かつ、同条第2項の規定による通告を受けていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定により破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされている場合を含む。）がなされていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第15号）第17条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）がなされていないこと。ただし、会社更生法第41条第1項の規定による更正手続開始の決定（旧更正事件に係る同法199条第1項の更正計画（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画を含む。）の認可の決定を含む。）があった場合にあつては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 平成12年3月31日以前に、民事再生法（平成11年法律第255号）附則第2条の規定による廃止前の和議

法（大正11年法律72号）第12条第1項の規定により和議開始の申立てがなされていないこと。

- (10) 平成12年4月1日以後に、民事再生法第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の規定より再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしない又は申立てをされなかったとみなす。

4 選定方法

提出された応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づいて採点し、平均点の最も高い者を契約予定者として選定する。

5 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館8階

静岡県経済産業部水産局水産振興課水産振興班

電話：054-221-2744 FAX：054-221-2865 E-mail：suisanshinkou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 実施要領及び仕様書の配布

ア 交付日時 令和元年7月2日（火）から令和元年7月16日（火）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所 上記(1)に同じ。

ウ 交付方法 無料で直接交付又は希望により電送。又は静岡県経済産業部水産局水産振興課ホームページ（www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-420）から取得。

(3) 提出書類

ア 提出書類 詳細は実施要領による。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出期限 令和元年7月16日（火）午後5時までに持参又は書留郵便（必着）

(4) 説明会の開催

ア 参加方法 詳細は実施要領による。

イ 開催日時 令和元年7月8日（月）午後1時30分

ウ 開催場所 静岡県庁8階第3会議室

(5) 企画提案のプレゼンテーション

ア 日 時 令和元年7月22日（月）の指定した時間

イ 場 所 静岡市葵区

※時間、場所の詳細は応募締切後に応募者へ通知する。

6 その他

(1) 詳細は実施要領、仕様書による。

(2) 全ての手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法とする。